

(あて先)  
広島市水道事業管理者

給水装置工事申込者 (所有者・設置者)

住 所 \_\_\_\_\_ 電話番号( \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ )

氏 名 \_\_\_\_\_

貯水槽水道の設置状況

建物の所在地 \_\_\_\_\_ 区・郡 \_\_\_\_\_

建物の名称 \_\_\_\_\_ 有効容量 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>

## 貯水槽水道〔簡易専用水道 小規模貯水槽水道〕に関する確認書

上記場所に貯水槽水道を設置するに当たり、次の事項を確認したうえで、適正に管理します。

### 1 貯水槽水道の維持管理

- (1) 貯水槽水道の所有者（設置者）は、水道法、広島市水道給水条例等貯水槽水道の関係法令に基づき適正な管理に努めること。特に貯水槽の有効容量 10 m<sup>3</sup>を超える簡易専用水道は、毎年 1 回以上、定期的に登録検査機関の検査及び清掃をすることが水道法で規定されており、必ず実施すること。  
また、小規模貯水槽水道は、簡易専用水道に準じて適正な管理に努めること。
- (2) 貯水槽の清掃前には所管の営業所に届け出て、清掃に要する水量に係る水道料金等を支払うこと。
- (3) 貯水槽の点検等、水の汚染防止のための必要な措置を講じること。
- (4) 給水栓において、水の色、濁り、臭い、味等の外観に注意し、異常を認めたときは、必要な水質検査を行うこと。
- (5) 供給する水が、人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その水の使用が危険である旨を関係者に周知するとともに、保健所等の関係機関へ速やかに通報すること。
- (6) 貯水槽等には、「飲料水」であることを明示すること。
- (7) ポンプ室内等に、各設備の操作方法、応急処置、設備管理責任者等の連絡場所その他必要な事項を明示すること。
- (8) 維持管理に支障をきたすことのないよう、貯水槽水道の完成配管図面及び関係図書及び貯水槽の検査や掃除等についての記録を保管し、必要に応じて関係者に提供すること。

### 2 届出

- (1) 設備管理責任者の選定・変更の届出  
貯水槽水道の維持管理及び事故発生時の迅速な対応を行うため、設備管理責任者を選定し、水道事業管理者に届け出ること。また、変更した場合も届け出ること。
- (2) 所有者（設置者）変更の届出  
貯水槽水道の所有権に変更が生じた場合は、新所有者（新設置者）に対し、この貯水槽水道の維持管理について説明するとともに、速やかに水道事業管理者に届け出ること。
- (3) 保健所への届出
  - ア 簡易専用水道の所有者（設置者）は、給水を開始したときは、所管の保健所長に届け出ること。また届出事項に変更があったときも遅滞なく届け出ること。
  - イ 保健所が簡易専用水道の指導業務を行うため、この業務に必要な情報を、水道局が保健所に提供することに同意すること。